

甲賀市人権に関する総合計画の視点（案）

1. 普遍的な視点と個別的な視点の2つのアプローチで取り組む計画

個人の尊厳や法の下での平等といった人権についての「普遍的な視点」と、様々な人権課題に即した「個別的な視点」の2つの視点があいまったアプローチで、人権問題の解決に取り組む計画とします。

2. みんなで学び取り組む計画

市民・市民団体、企業・事業所及び行政が、それぞれの立場で、主体的な学びをとおして人権尊重に対する理解を深めることで、人権問題の解決に取り組む計画とします。

3. 身近なつながりの中で取り組む計画

自らの学びや学習会・研修会で学んだことを、家庭、地域及び職場など、身近なつながりの中で実践することで、人権問題の解決に取り組む計画とします。

4. 相談・救済、自立支援の充実に取り組む計画

当事者の視点での相談体制の整備や救済制度の周知、自立につながる支援施策の充実に取り組む計画とします。

5. 人権教育・啓発、施策を総合的に取り組む計画

人権教育・啓発で人権意識の高揚や人権問題が起こらない環境をつくるとともに、相談体制の整備や救済制度の周知、自立支援につながる施策を総合的に推進することで、人権に関する課題の達成に取り組む計画とします。